

京都市告示第302号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、以下のとおり京都市指定納付受託者に歳入の代理納付事務を委託します。

令和6年7月22日

京都市長 松井孝治

- 1 京都市指定納付受託者の名称及び所在地
アマノ株式会社
神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地
- 2 京都市指定納付受託者に代理納付事務を委託した歳入の種類
京都市御池駐車場の施設使用料のうち電子決済サービスを利用した際の使用料
- 3 京都市指定納付受託者として指定した日
令和6年3月15日
- 4 京都市指定納付受託者へ代理納付事務を委任する日
令和6年8月1日～令和9年3月31日

(建設局自転車政策推進室)